

金沢大学情報セキュリティに関する規定

本規定は、金沢大学情報セキュリティポリシーとして公開している。本稿執筆時において改定中であったため当規定の公開先の明示にとどめる。



http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_jyoho/securitypolicy/

金沢大学総合メディア基盤センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第10条第2項の規定に基づき、金沢大学総合メディア基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、金沢大学（以下「本学」という。）における情報教育支援、学術情報支援、情報基盤の整備及び情報システムの運用を行うことにより、本学のメディア基盤に係る教育研究の総合的推進及び情報技術の効率的活用を図ることを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、次に掲げる部門を置く。

情報教育部門

学術情報部門

情報基盤部門

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センター教員

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。

3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 センター長が欠けたときの補欠のセンター長の任期

は、前任者の残任期間とする。

5 センター長の選考については、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センターの教授のうちから、センター長が選考する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の任期は、センター長の任期の終期を超えることができない。

(センター教員の選考)

第7条 センター教員の選考については、別に定める。

(教員会議)

第8条 センターに、金沢大学総合メディア基盤センター教員会議（以下「教員会議」という。）を置く。

2 教員会議は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センター教員の選考に関する事項

(2) センターの予算及び概算要求に関する事項

(3) センターの中期目標、中期計画及び年度計画の策定並びに中期目標に係る事業報告書の作成に関する事項

(4) センターの運営に関する事項

(5) その他センターの教育又は研究に関する重要事項

(教員会議の組織)

第9条 教員会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) センター教員（教授、准教授及び常時勤務の講師に限る。）

2 前条第2項第1号の事項を審議する場合は、金沢大学情報企画会議が推薦する当該企画会議委員若干人を加えるものとし、前項第2号の者については、准教授及び講師を除くものとする。

(教員会議の議長)

第10条 教員会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、教員会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

(会議)

第11条 教員会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 教員会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会)

第13条 教員会議に、専門の事項を審議するため、委員会を置くことができる。

(事務)

第14条 センターの事務は、情報部情報企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の後最初に任命されるセンター長の任期は、金沢大学学則附則第5項の規定により、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。
金沢大学総合メディア基盤センター運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学総合メディア基盤センター(以下「センター」という。)の規程第15条に基づきセンターの管理運営実務に関し、必要な事項を定める。

(情報基盤の運用)

第2条 情報基盤の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(1) 金沢大学総合メディア基盤センター情報教育部門に関する内規

(2) 金沢大学総合メディア基盤センター学術情報部門に関する内規

(3) 金沢大学総合メディア基盤センター情報基盤部門に関する内規

(運用を阻害する行為に関する措置)

第3条 第2条に定める内規に違反した行為を見つけた者は、速やかにその概要について所属部局の管理者及びセンター長に報告しなければならない。

2 センター長は、前項の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の措置に関し必要な事項は、別に定める。

(センター外教育研究等支援設備の設置)

第4条 センター以外に教育研究等支援設備(以下、支援設備と呼ぶ。)を設置することができる。設置する場合は、センター教員会議の議を経てセンター長が承認する。

2 センター外の予め定められる場所(以下、設置場所と呼ぶ。)に教育・研究の促進に必要な支援設備を設置する。

3 設置場所には当該部署より推薦される支援設備管理者を置く。

4 支援設備管理者は支援設備の管理運用を円滑に行なわなければならない。

5 設置場所において、その利用に関する内規を定めることができる。

6 設置場所との連携を円滑に行うため教育研究等支援設備専門部会を置く。

7 教育研究等支援設備専門部会の委員長はセンター長とし、委員は各支援設備管理者、センターの各部門から1名、その他委員長が必要と認められた者若干名とする。

(その他)

第5条 情報基盤に関する外部からの問合せについては、センター長が対応するものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

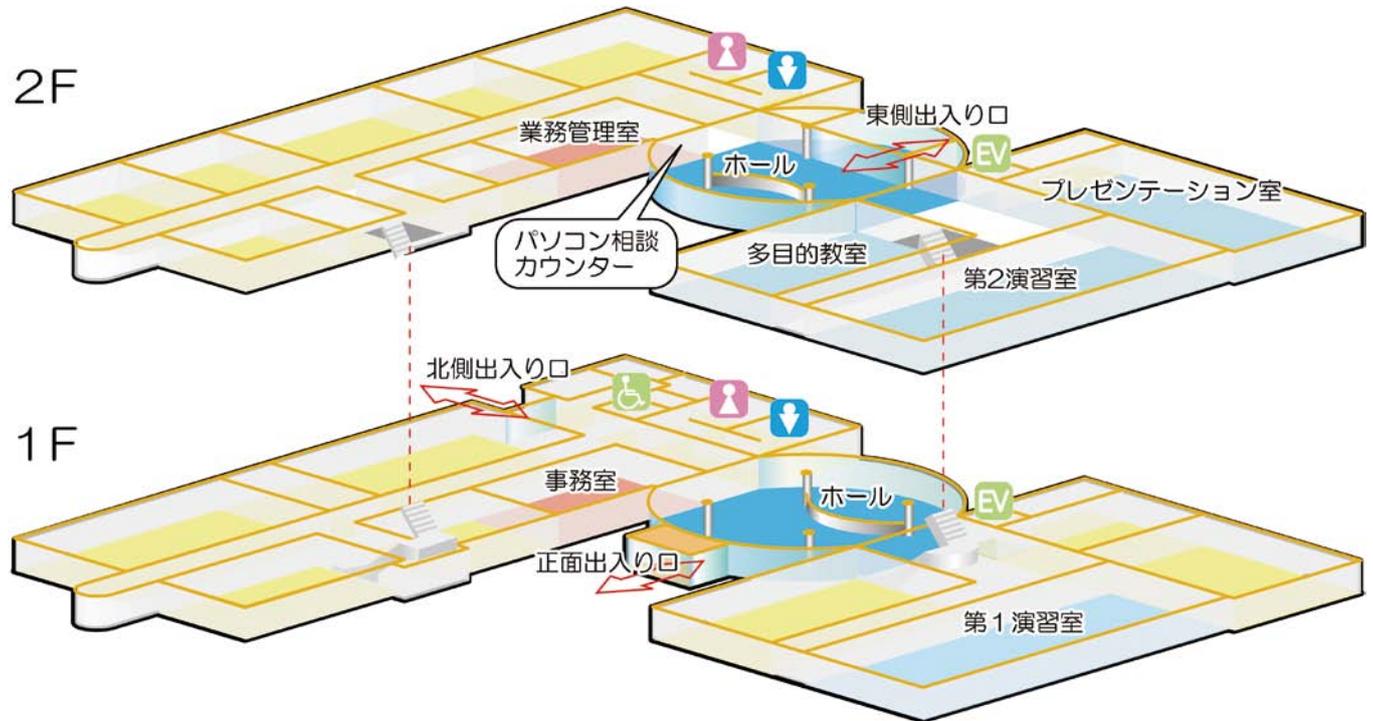
■ 利用時間

月曜日～金曜日

8時30分～19時50分

※施設利用方法や機器類等の不備に関する質問等はパソコン相談カウンター受付時間に限りません。

■ フロアマップ



ホール (1F, 2F)

10 台の共用パソコンが設置されており、アカンサス印刷サービス (2F) と合わせて利用できます。ホールの共用パソコンは、授業に関係なく学生も使用することができます (要ネットワーク ID)。

パソコン相談カウンター

金沢大学における ICT 関連の質問に対応する総合窓口です。金沢大学 ID やネットワーク ID、アカンサスポータル、包括ライセンス等のお問い合わせを受け付けています。

受付時間：月～金曜 / 9:00 ～ 12:00, 13:00 ～ 16:30
(祝祭日除く)

プレゼンテーション室

液晶プロジェクター / プラズマディスプレイ / テレビ会議システム (5 地点まで同時接続可能) が利用できる会議室です。

第1・第2 演習室

演習用パソコンが 80 台設置されています。授業での利用優先の実習室です。

多目的教室

アクティブラーニングやグループ学習に利用できます (詳しくは右記コラム参照)。

■ 各種問い合わせ先

コンピュータネットワークに関する質問	imc-support@ml.imc.kanazawa-u.ac.jp
一般事務・各種申請・会議等に関する質問	imc-jimu@ml.imc.kanazawa-u.ac.jp
ICT 教育・教材作成支援に関する質問	e-support@el.kanazawa-u.ac.jp
アカンサスポータルに関する質問	アカンサスポータルログインページ画面上部のお問い合わせフォームより入力
パソコン相談カウンターにおける受付	https://www.imc.kanazawa-u.ac.jp/contact 内容を確認後、折り返し連絡をします

■ Web サイト

総合メディア基盤センター	http://www.imc.kanazawa-u.ac.jp/
アカンサスポータル	https://acanthus.cis.kanazawa-u.ac.jp/Portal/
FD・ICT 教育推進室	http://www.el.kanazawa-u.ac.jp/